

離島供給特例承認について

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係わる
電気料金等の特別措置)

当社は、離島供給約款(平成30年1月30日届出)以外の供給条件(別紙)により離島供給を行なうことについて、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、平成30年1月30日に特例承認申請を行い、3月2日付で経済産業大臣より承認を得ましたので、お知らせします。

平成30年4月1日実施
東北電力株式会社

別紙

料金その他の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成 23 年 3 月 11 日、3 月 12 日、3 月 15 日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4 月 22 日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6 月 30 日、7 月 21 日、8 月 3 日、11 月 25 日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成 24 年 4 月 1 日、4 月 16 日、7 月 17 日、8 月 10 日、12 月 10 日、平成 25 年 3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 1 日、5 月 28 日、8 月 8 日、平成 26 年 10 月 1 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成 26 年 10 月 1 日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、平成 23 年 3 月 11 日以降、避難指示等がなされた地域または地点から離島供給約款（平成 30 年 1 月 30 日届出。以下「離島供給約款」という。）が適用される地域に避難されたお客さま(以下「お客さま」という。)から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算を免除する。

附 則

(実施期日)

この離島供給約款以外の供給条件については、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。